

様式第6号(第12条関係)

一般廃棄物処理業許可証

第 1 3 号
令和6年4月1日

勝田環境 株式会社 殿

常総市長 神達 岳志



令和6年1月24日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
営業所の名称	勝田環境 株式会社
営業区域	常総市内（旧水海道市内）
業務の区分	収集・運搬
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（粗大ごみを除く）
許可期間	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。